






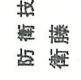


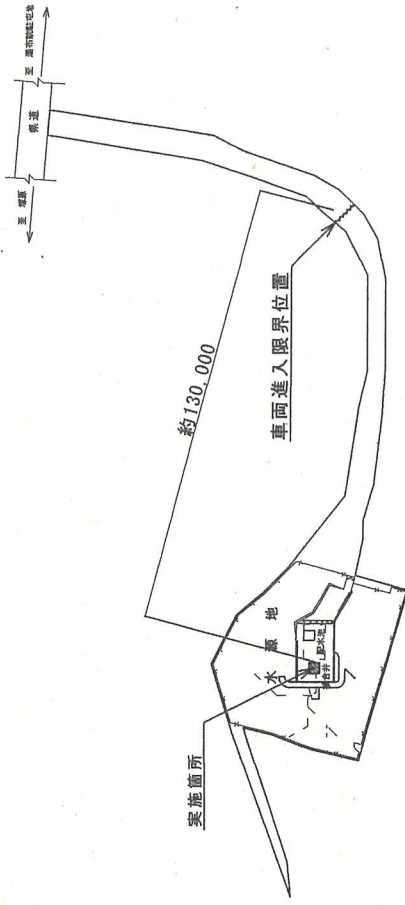


湯布院水源地接合井沈殿砂除去

件名	湯布院水源地接合井沈殿砂除去				
図面名称	表紙				
縮尺	一	図面番号	1 / 2	作成年月日	令和4年 4月 18日
業務隊長		管理科長		営繕班長	
		給排水係長		企画係長	
		企画係長		企画	
		管理科長		管財	
		業務隊長		作成者	防衛技術官 衛藤 正明
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊 管理科					

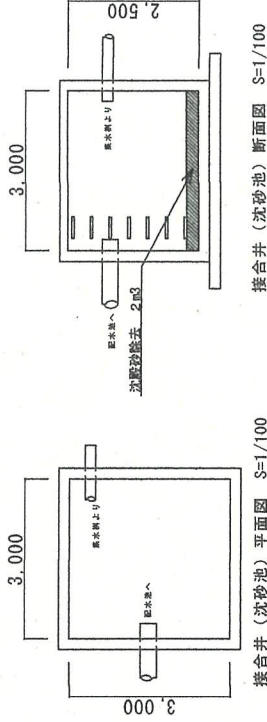
仕 様 書

7 配置図：



湯布院水源地配置図 S=1:X

8 平面図：



- 1 件 名：湯布院水源地接合井沈殿砂除去
- 2 場 所：大分県由布市湯布院町川上 陸上自衛隊 湯布院水源地 接合井(沈砂池 3m×3m×2.5m)
- 3 概 要：水源地接合井沈殿砂除去 2 m³
- 4 一般事項：
 - (1) 本作業は、本特記仕様書及び本設計図に基づき実施するものとする。
 - (2) 写真は、作業前・作業後・主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影(デジタルカメラ可)し、工事用写真帳に整理し、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。
 - (3) 作業中、他の箇所において汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに係官に報告するとともに請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
 - (4) 作業中の安全及び衛生管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。また隊員若しくは部外者に損害を与えた場合、請負者が補償、賠償の責を負うものとする。
 - (5) 本作業に際し、技術的に当然すべき事項については、請負業者の責任において作業するものとする。また、本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後、実施する。
 - (6) 作業中の安全確保には十分留意して現場管理を行うと共に、火災等災害及び事故の防止に努める。
 - (7) 本作業の施工に伴う駐屯地及び建物等施設への立入り、その他制限事項等は、当駐屯地の諸規則に従うこととし、必要の都度係官から指示する。
 - (8) 本作業を行う前に事前に清掃計画書を提出し、係官の承認を得るものとする。
- 5 特記事項：
 - (1) 本役務は、強力吸引車(ダンパー風量80m³以上)を使用するものとする。
 - (2) 本役務は、官側が指定する6月中の1日を作業日とするも天候等やむを得ない場合は変更する場合がある。
 - (3) 本役務に際し事前に作業者の健康診断書(検便等、6ヶ月以内のもの)を1部提出し承認を受ける。
 - (4) 本役務に使用する電気、水は請負者で準備するものとする。
 - (5) 本役務実施日は、事前に係官に工程表を提出し、承認を受けたのち実施する。
 - (6) 車両は接合井より約130mまで寄せられるので、それよりホースを使用し吸引する。
 - (7) 吸引した沈殿砂は、場外処分とし、請負者が排出者となり請負者の責任において適正に処分し、産業廃棄物処理票の写しを提出する。
- 6 完成検査：

作業終了後、検査官による完成検査を実施し、合格後、作業完了とする。



7 案内図 S=1:X

件 名	湯布院水源地接合井沈殿砂除去		
図面名称	仕様書・案内図・配置図・平面図		
縮 尺	図示	図面番号	2 / 2
	作成年月日	令和4年4月18日	
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊 管理科			